

第 28 期

定時株主総会招集ご通知

開催
日時

平成29年3月28日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催
場所

東京都新宿区西新宿六丁目6番2号
ヒルトン東京 3階 大和

議案

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役7名選任の件

第3号議案 監査役4名選任の件

株主総会にご出席いただけない場合

郵送またはインターネット等により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限：

平成29年3月27日（月曜日）午後5時30分まで

トレンドマイクロ株式会社

証券コード：4704

(証券コード 4704)
平成29年3月6日

株 主 各 位

東京都渋谷区代々木二丁目1番1号
新宿マインズタワー

トレンドマイクロ株式会社

代表取締役社長 エバ・チェン

第28期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第28期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年3月27日（月曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送いただくか、後記「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使について」（4頁）をご高覧のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年3月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿六丁目6番2号
ヒルトン東京 3階 大和

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第28期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第28期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役4名選任の件

4. その他株主総会招集にあたっての決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として委任する場合には限られます。この場合、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

以 上

- ~~~~~
- ◎株主総会終了後、同会場において経営近況報告会を開催いたしますので、引き続きご参加くださいますようご案内申し上げます。所要時間としては、約1時間を予定しております。
 - ◎災害の発生や電力事情による停電等、不測の事態が発生した場合には、やむを得ず議事進行に変更が生じる場合、また、経営近況報告会の開催を中止させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
 - ◎当社は、法令および当社定款第15条の規定に基づき、本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、『連結注記表』および『個別注記表』につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.trendmicro.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、会計監査人および監査役が監査報告書を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、これらの『連結注記表』および『個別注記表』も含まれております。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.trendmicro.co.jp/>) に掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

株主総会にご出席の場合



株主総会日時 **平成29年3月28日（火曜日）午前10時開催**
(受付開始は午前9時を予定しております。)

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
株主総会当日は、資源節約のため、こちらの「招集ご通知」をお持ちください。

株主総会にご欠席の場合



書面（郵送）にて行使される場合

行使期限 **平成29年3月27日（月曜日）午後5時30分到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。



インターネット等により行使される場合 詳細につきましては次頁をご覧ください。

行使期限 **平成29年3月27日（月曜日）午後5時30分まで**

当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご送信ください。

 議決権行使ウェブサイト：<http://www.evote.jp/>



議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の**3日前まで**に議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

<電磁的方法（インターネット等）による議決権行使について>

電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する**議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）**にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成29年3月27日（月曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行役していただき、ご不明な点等ございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

5. 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましても、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社である株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以上

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

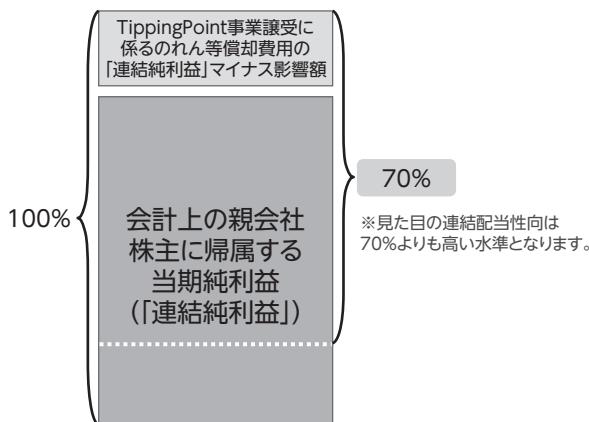
当社は、変化の激しい事業環境への対応および競合他社に対する競争力維持のため、財務体質の強化や内部留保の確保に努めつつも、連結ベースでの純利益に基づいた配当を行っていきたいと考えております。

当社の配当政策の基本方針といたしましては、会計上の親会社株主に帰属する当期純利益（以下、当第1号議案においては「連結純利益」という。）をベースとした配当性向70%を目処として期末配当を行いたいと考えておりますが、当連結会計年度中に行ったTippingPoint事業の譲り受けに係るのれん等償却費用の計上により、現金流出を伴わない当該償却費用が「連結純利益」を減少させ、支払配当額に与える影響を鑑み、当期の期末配当以降の配当方針といたしましては、「連結純利益」に当該償却費用により減少する「連結純利益」影響額（のれん等償却額の税務上損金算入額考慮後）を足し戻した金額ベースの配当性向70%を目処としたいと考えております。

上記方針に基づき、当期の期末配当につきましては、下記のとおりとさせていただきますたく存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項
およびその総額
当社普通株式1株につき 141円
総額 19,337,040,330円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年3月29日



第2号議案 取締役7名選任の件

現在の取締役6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るための1名の増員とあわせ、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

〈取締役候補者一覧〉

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位および担当
1	再任 チャン ミン ジャン	代表取締役会長
2	再任 エバ・チェン	代表取締役社長 当社グループCEO
3	再任 ^{ねぎ} 根岸 マヘンドラ (マヘンドラ・ネギ)	代表取締役副社長 当社グループCFO
4	再任 ワイエル・モハメド	取締役副社長 当社グループCOO
5	再任 ^{おおみかわ} 大三川 ^{あきひこ} 彰彦	取締役副社長 日本地域担当兼グローバルコンシューマビジネス担当 兼IoT事業推進本部本部長
6	再任 ^{のなか} 野中 ^{いくじろう} 郁次郎	社外取締役 独立役員 取締役
7	新任 ^{こが} 古賀 ^{てつお} 哲夫	社外取締役 独立役員 —

候補者番号

1

チャン ミン ジャン

(昭和29年11月5日生)
満62歳

再任

保有する当社の株式数
5,367,000株

取締役会への出席状況
77.78% (7/9)

略歴ならびに当社における地位および担当

昭和63年12月 Trend Micro Incorporated (米国) 社長
平成7年12月 当社代表取締役
平成9年3月 当社代表取締役社長
平成17年1月 当社代表取締役会長 (現任)

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

チャン ミン ジャン氏は、創業より長年にわたり当社グループのCEOを務め、現在は当社会長として経営に携わり当社グループの業務・経営全般を熟知しております。以上のことから、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

2

エバ・チェン

(昭和34年2月23日生)
満58歳

再任

保有する当社の株式数
1,589,000株

取締役会への出席状況
100% (9/9)

略歴ならびに当社における地位および担当

平成元年5月 Trend Micro Incorporated (台湾) 入社
平成7年12月 当社監査役
平成9年8月 当社取締役技術開発部門統括責任者
平成14年3月 当社取締役当社グループCTO
平成17年1月 当社代表取締役社長当社グループCEO (現任)

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

エバ・チェン氏は、チャン ミン ジャン氏とともに当社グループを創業し、長年にわたりCTOとして研究開発部門を率い、また平成17年より当社グループのCEOを務め当社グループの業務・経営全般を熟知しております。以上のことから、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

3

ねぎ
根岸 マヘンドラ
(マヘンドラ・ネギ)

(昭和35年3月9日生)
満57歳

再任

保有する当社の株式数

140,500株

取締役会への出席状況

100% (9/9)

略歴ならびに当社における地位および担当

平成7年9月 メリルリンチ証券会社(現メリルリンチ日本証券株式会社)入社
平成12年6月 アイピートレンド株式会社代表取締役
平成13年2月 当社管理本部長
平成13年3月 当社取締役財務経理部門担当
平成14年3月 当社代表取締役当社グループCFO
平成18年1月 当社代表取締役当社グループCOO兼CFO
平成24年3月 当社代表取締役副社長当社グループCOO兼CFO
平成26年3月 当社代表取締役副社長当社グループCFO(現任)

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

根岸マヘンドラ氏は、銀行や証券会社などで従事した経験を有しており、また当社入社後は平成14年より当社グループのCFOを務め当社グループの業務・経営全般を熟知しております。以上のことから、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

4

ワイエル・モハメド

(昭和42年9月17日生)
満49歳

再任

保有する当社の株式数

0株

取締役会への出席状況

100% (9/9)

略歴ならびに当社における地位および担当

平成13年10月 エントラスト(現エントラスト・データカード) 同社グローバルサービスソリューション ヴァイスプレジデント
平成14年1月 ジックス・コーポレーション 同社オフィサー グローバルセールスヴァイスプレジデント
平成16年5月 サード・ブリゲード・インクを共同創業 同社社長兼CEO
平成21年5月 当社によるサード・ブリゲード・インクの買収により当社入社
サーバセキュリティ ヴァイスプレジデント
平成21年11月 当社執行役員 グローバルストラテジックアライアンスビジネスシニアヴァイスプレジデント
平成26年3月 当社上席執行役員当社グループCOO
平成27年3月 当社取締役副社長当社グループCOO(現任)

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

ワイエル・モハメド氏は、自身が起業した会社のCEOを務めた経験を有しており、現在は当社グループのCOOを務めるなど、実業界において豊富な経験を有しております。以上のことから、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

5

おおみかわ あき ひこ
大三川 彰 彦

(昭和34年2月24日生)
満58歳

再任

保有する当社の株式数

4,000株

取締役会への出席状況

100% (9/9)

略歴ならびに当社における地位および担当

昭和57年 4月 日本デジタルイクイップメント株式会社（現日本ヒューレット・パ
カード株式会社）入社
平成 4年12月 マイクロソフト株式会社（現日本マイクロソフト株式会社）入社
平成12年 5月 同社執行役員ビジネスインターネット事業部長
平成15年 2月 当社入社 日本地域セールス&マーケティング統括本部長
平成15年 5月 当社執行役員
平成19年 4月 当社上席執行役員日本地域担当兼グローバルサービスビジネスジェネ
ラルマネージャー
平成20年 3月 当社取締役日本地域担当兼グローバルサービスビジネスジェネラルマ
ネージャー兼グローバルコンシューマビジネスジェネラルマネージャー
平成22年 2月 当社取締役日本地域担当兼アジア・ラテンアメリカ地域営業推進担当
兼グローバルマーケティング統括本部統括本部長
平成24年 3月 当社取締役副社長日本地域担当兼アジア・ラテンアメリカ地域営業推
進担当兼グローバルマーケティング統括本部統括本部長
平成25年 1月 当社取締役副社長日本地域担当兼グローバルコンシューマビジネス担当
兼アジア地域営業推進担当
平成26年 1月 当社取締役副社長日本地域担当兼グローバルコンシューマビジネス担当
平成28年 1月 当社取締役副社長日本地域担当兼グローバルコンシューマビジネス担当
兼IoT事業推進本部本部長（現任）

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

大三川彰彦氏は、複数のIT関連企業における営業部門での豊富な経験を有しており、当
社入社後は日本地域を中心とした営業担当取締役としてその手腕を発揮しております。
以上のことから、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

6

の なか いくじろう
野 中 郁次郎(昭和10年5月10日生)
満81歳

再任

社外取締役

独立役員

保有する当社の株式数

0株

取締役会への出席状況

100% (9/9)

略歴ならびに当社における地位および担当

昭和33年4月 富士電機製造株式会社入社
 昭和52年4月 南山大学経営学部教授
 昭和54年1月 防衛大学校教授
 昭和57年4月 一橋大学商学部付属産業経営研究施設教授
 平成9年4月 北陸先端科学技術大学院大学教授
 平成9年5月 カリフォルニア大学バークレイ校経営大学院
 ゼロックス知識学ファカルティ・フェロー（現任）
 平成12年4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
 平成18年4月 一橋大学名誉教授（現任）
 平成19年1月 クレアモント大学大学院ドラッカー・スクール名誉スカラー
 平成19年6月 三井物産株式会社社外取締役（現任）
 平成21年7月 株式会社富士通総研経済研究所理事長
 平成23年3月 当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

一橋大学 名誉教授
 三井物産株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由

野中郁次郎氏は、過去に社外取締役になること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、知識経営に関する研究の第一人者であるため、企業経営に関して深い知見を有しており、その専門性に基づく高い見地や、他社の社外取締役の経験などから取締役会の審議において適宜助言や提言を行っていただいておりますので、今後も引き続き当社の社外取締役として経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。

候補者番号

7

古賀哲夫

(昭和23年3月2日生)
満69歳

社外取締役

新任

独立役員

保有する当社の株式数

0株

取締役会への出席状況

－% (－/－)

略歴ならびに当社における地位および担当

昭和46年4月 日本電信電話公社（現日本電信電話株式会社）入社
平成17年6月 東日本電信電話株式会社代表取締役副社長
平成21年6月 同社退社
平成21年6月 エヌ・ティ・ティ ラーニングシステムズ株式会社代表取締役社長
平成25年6月 同社退社
平成25年11月 株式会社ヒト・コミュニケーションズ社外取締役（現任）
平成27年6月 株式会社朝日ネット社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社ヒト・コミュニケーションズ 社外取締役
株式会社朝日ネット 社外取締役

社外取締役候補者とした理由

古賀哲夫氏は、東日本電信電話株式会社の代表取締役副社長を務めた経験を有しており、現在は他の上場会社における社外取締役を複数務めるなど、実業界において豊富な経験を有しております。以上のことから、新任の社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 当社と各候補者との間には、特別の利害関係はありません。
2. 野中郁次郎氏および古賀哲夫氏は会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者であります。
3. 当社は野中郁次郎氏を、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届出をしております。また、古賀哲夫氏の選任が承認された場合は、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届出をする予定であります。
4. 社外取締役候補者の社外取締役としての独立性および社外取締役候補者との責任限定契約について
- (1) 社外取締役候補者の社外取締役としての独立性について
- ①野中郁次郎氏および古賀哲夫氏は、当社または当社子会社の業務執行者または役員であったことはありません。
- ②野中郁次郎氏および古賀哲夫氏は、現在または過去5年間に於いて、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったことはありません。
- ③野中郁次郎氏および古賀哲夫氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
- ④野中郁次郎氏および古賀哲夫氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- ⑤古賀哲夫氏は当社の取引先のひとつである東日本電信電話株式会社の出身者ですが、退任から7年以上が経過しており、現在は同社の業務執行には携わっておりません。同社と当社との当社製品・サービスに関する当期の取引額は当社の連結売上高の約1%であります。
- (2) 社外取締役候補者との責任限定契約について
- 野中郁次郎氏は、当社との間で当社定款に基づき、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。
- 会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大なる過失がないときは、金1,600万円または会社法第427条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、責任を負うことを内容とする責任限定契約であります。なお、同氏が再任された場合には、当該契約が引き続き効力を有するものと定められております。また、古賀哲夫氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で当社定款に基づき、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結する予定であります。その予定する契約内容の概要は上記の社外取締役との間で締結している責任限定契約と同様の内容とする予定であります。

第3号議案 監査役4名選任の件

現在の監査役4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

〈監査役候補者一覧〉

候補者 番号		氏 名		現在の当社における地位
1	再任	せん ぼ 千 歩	まさる 優	<div style="display: inline-block; background-color: #cccccc; padding: 2px;">社外監査役</div> <div style="display: inline-block; background-color: #cccccc; padding: 2px;">独立役員</div> 常勤監査役
2	再任	は せ が わ 長谷川	ふみ お 文 男	<div style="display: inline-block; background-color: #cccccc; padding: 2px;">社外監査役</div> <div style="display: inline-block; background-color: #cccccc; padding: 2px;">独立役員</div> 監査役
3	再任	かめ おか やす お 亀 岡 保 夫		<div style="display: inline-block; background-color: #cccccc; padding: 2px;">社外監査役</div> <div style="display: inline-block; background-color: #cccccc; padding: 2px;">独立役員</div> 監査役
4	再任	ふじ た こう じ 藤 田 浩 司		<div style="display: inline-block; background-color: #cccccc; padding: 2px;">社外監査役</div> <div style="display: inline-block; background-color: #cccccc; padding: 2px;">独立役員</div> 監査役

候補者番号	1	せん ぼ 千 歩	まさる 優	(昭和27年12月10日生) 満64歳	再 任	社外監査役
						独立役員

保有する当社の株式数
0株

取締役会への出席状況
100% (9/9)

監査役会への出席状況
100% (14/14)

略歴および当社における地位

昭和52年 4月 シェル石油株式会社（現昭和シェル石油株式会社）入社
平成15年 4月 中川石油株式会社出向 同社取締役管理部長
平成18年 4月 昭和シェル石油株式会社経営相談室担当主査
平成20年 4月 SCエネルギー株式会社出向 同社管理部長
平成23年 4月 昭和シェル石油株式会社石油事業本部近畿支店企画課
平成25年 3月 当社監査役
平成26年 7月 当社常勤監査役（現任）

重要な兼職の状況

なし

社外監査役候補者とした理由

千歩優氏は、過去に管理部門の担当の取締役として経営に関与された経験があり、また長年に渡る経理部門、管理部門等の経験や知識に基づき、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための質問や意思表明を行っていただいておりますので、引き続き社外監査役候補者としております。なお、同氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

候補者番号	2	は せ が わ ふ み お 長谷川 文 男	(昭和15年2月15日生) 満77歳	再 任	社外監査役
					独立役員

保有する当社の株式数
500株

取締役会への出席状況
100% (9/9)

監査役会への出席状況
100% (14/14)

略歴および当社における地位

平成 6年 5月 昭和シェル石油株式会社管理会計課長兼経理部副部長
平成 8年12月 東京シェルパック株式会社専務取締役
平成12年 3月 当社常勤監査役
平成23年 6月 当社監査役
平成24年 1月 当社常勤監査役
平成26年 7月 当社監査役（現任）

重要な兼職の状況

なし

社外監査役候補者とした理由

長谷川文男氏は、長年に渡る経理部門の経験と知識に基づき、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問や意思表明を行っていただいておりますので、引き続き社外監査役候補者としております。なお、同氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって17年となります。

候補者番号	3	かめ 亀	おか 岡	やす 保	お 夫	(昭和30年11月12日生) 満61歳	再任	社外監査役
								独立役員

保有する当社の株式数
0株

取締役会への出席状況
100% (9/9)

監査役会への出席状況
100% (14/14)

略歴および当社における地位

昭和57年 4月 公認会計士登録
平成11年 4月 大光監査法人設立、代表社員
平成13年 3月 当社監査役（現任）
平成16年 7月 大光監査法人理事長兼代表社員（現任）

重要な兼職の状況

大光監査法人 理事長兼代表社員

社外監査役候補者とした理由

亀岡保夫氏は、過去に社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、主に公認会計士としての専門的な知識・経験等に基づき、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問や意見表明を行っていただいておりますので、今後も引き続き当社の社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。なお、同氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって16年となります。

候補者番号	4	ふじ 藤	た 田	こう 浩	し 司	(昭和37年6月9日生) 満54歳	再任	社外監査役
								独立役員

保有する当社の株式数
0株

取締役会への出席状況
100% (9/9)

監査役会への出席状況
100% (14/14)

略歴および当社における地位

平成 元年 4月 東京弁護士会弁護士登録
奥野法律事務所（現奥野総合法律事務所・外国法共同事業）入所
平成14年 3月 当社監査役（現任）
平成26年 2月 奥野総合法律事務所・外国法共同事業副所長（現任）
平成27年 5月 デクセリアルズ株式会社社外取締役（現任）
平成27年 6月 ニチレキ株式会社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

奥野総合法律事務所・外国法共同事業 副所長
デクセリアルズ株式会社 社外取締役
ニチレキ株式会社 社外取締役

社外監査役候補者とした理由

藤田浩司氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、主に弁護士としての専門的な知識・経験等に基づき、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問や意見表明を行っていただいておりますので、今後も引き続き当社の社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。なお、同氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって15年となります。

- (注) 1. 当社と各候補者との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者全員は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
3. 当社は千歩優氏、長谷川文男氏、亀岡保夫氏および藤田浩司氏を、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届出をしております。
4. 社外監査役候補者の独立性および社外監査役候補者との責任限定契約について
- (1) 社外監査役候補者の独立性について
- ①社外監査役候補者全員は、当社または当社子会社の業務執行者または役員であったことはありません。
- ②社外監査役候補者全員は、現在または過去5年間において、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったことはありません。
- ③社外監査役候補者全員は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
- ④社外監査役候補者全員は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- (2) 社外監査役候補者との責任限定契約について
- 千歩優氏、長谷川文男氏、亀岡保夫氏および藤田浩司氏は、当社との間で当社定款に基づき、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結しております。その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- 会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない時は、常勤の社外監査役については金1,000万円および非常勤の社外監査役については金480万円または会社法第427条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、責任を負うことを内容とする責任限定契約であります。なお、各社外監査役候補者が再任された場合には、当該契約が引き続き効力を有するものと定められております。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(自平成28年1月1日至平成28年12月31日)における世界経済は、年内の利上げに踏み切り、年末に向け景気の押し上げ感を見せた米国経済の動向をはじめ、穏やかな回復基調が続いているものの英国のEU離脱手続きの行方等、今後続く政治イベントの影響による懸念がぬぐえない欧州経済、景気の再減速が懸念される中国をはじめとする新興国経済など、世界経済は年後半に向け期待だけではなく様々なりスクが台頭する中で推移いたしました。

わが国経済は、企業収益の改善や堅調な各種経済指標に見られるように緩やかな回復基調が続いておりますが、上記の米国経済をはじめとする世界経済の今後の動きによって受ける影響への懸念を払拭できないまま推移いたしました。

情報産業につきましては、引き続きサーバ仮想化を含むクラウドコンピューティングとそれに伴うITサービスの需要が世界的にIT投資を牽引しております。一方、世界のパソコン出荷台数は5年連続して前年実績を下回っておりますが、地域によって減速度合にばらつきが見られる他、法人向けではシステムのアップデートによる買い替え、個人向けではスマートフォンやタブレットの減速などの影響がPC需要の改善につながるのではないかと期待されています。国内ではIT予算の増額を検討する企業が増加しており、クラウドの導入は今後益々拡大すると見られる中、IoT (Internet of Things) やAI (Artificial Intelligence) などの新分野も今後の投資項目に浮上ってきております。

セキュリティ業界におきましては、引き続き特定の企業や組織を狙う標的型攻撃をはじめ、特定の企業や国家机关などを狙ったサイバー攻撃やそれらによる企業の顧客情報、個人のプライベート情報の漏洩、身代金要求型不正プログラムであるランサムウェアなどが国内外を問わず横行しました。今後は、IoTにおけるデバイスや環境を狙った攻撃、社会的、政治的なサイバーテロ攻撃、国内においてはマイナンバー導入に伴う国民レベルでの個人情報漏洩などが懸念され、セキュリティの需要がより高まっていくことが想定されます。

このような環境下、当社グループの経営状況は以下のようなものでありました。

日本地域につきましては、標的型攻撃対策関連ビジネス並びに中小企業向け総合アプライアンス製品が力強い成長を見せ、クラウド関連ビジネスと共に企業向けビジネスを牽引しました。個人向けビジネスにおきましても増収を維持しました。その結果、同地域の当連結会計年度の売上高は56,179百万円(前年同期比6.8%増)と増収となりました。

北米地域におきましては、個人向けビジネスはユーザ数の減少などによる減収傾向が続いておりますが、企業向けビジネスは事業譲り受けが完了したTippingPointの貢献が次第に大きくなりつつある中、円高の影響を受けたものの、同地域の当連結会計年度の売上高は34,853百万円(前年同期比18.8%増)と増収となりました。

欧州地域につきましては、現地通貨ベースではクラウド関連ビジネス並びに標的型攻撃対策関連ビジネスが伸長し、それらに伴い従来型セキュリティも大きく拡大し、企業向けビジネスが同地域の売上を牽引しました。その結果、円高の影響を大きく受けたものの同地域の当連結会計年度の売上高は21,490百万円(前年同期比1.6%

増)と増収となりました。

アジア・パシフィック地域につきましては、標的型攻撃対策関連ビジネスやクラウド関連ビジネスが企業向けビジネスを牽引しましたが、平成27年11月に譲渡した中国ビジネスの減少及び円高の影響を大きく受けました。その結果、同地域の当連結会計年度の売上高は15,891百万円(前年同期比11.3%減)と減収となりました。

中南米地域につきましては、円高の影響を大きく受けたものの標的型攻撃対策関連ビジネスを中心に大きな伸びを示し、従来型セキュリティと共に同地域の企業向けビジネスを牽引しました。その結果、同地域の当連結会計年度の売上高は3,522百万円(前年同期比5.9%増)と増収となりました。

その結果、当社グループ全体の当連結会計年度における売上高は131,936百万円(前年同期比6.1%増)となりました。

一方費用につきましては、自社株連動型報酬によるコストが大幅に減少したものの、事業譲り受けが完了したTippingPointに関連する償却費や人件費が増加し、売上原価および、販売費及び一般管理費の合計費用は前年同期と比べ増加の97,576百万円(前年同期比4.5%増)となり、当連結会計年度の営業利益は34,360百万円(前年同期比10.9%増)と増益となりました。また、当連結会計年度の経常利益は有価証券売却益が前年同期に比べ減少したこと等により営業利益の増益幅より減少し35,138百万円(前年同期比3.1%増)となり、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は各種税額控除の適用もあり24,651百万円(前年同期比15.0%増)と、それぞれ増益となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は2,986百万円であり、主要なものは新技術の開発、基幹業務の合理化に必要なサーバ、PC及び周辺機器等を取得しております。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事実はありません。

(4) 対処すべき課題

今日、コンピュータ及びインターネットは、どのような人にも、そしてありとあらゆる場面において使われており、我々の社会や生活の一部となって久しくなります。パソコンやスマートフォン、タブレットなどの多機能携帯端末の他、IoT並びにAIと呼ばれる人工知能を活用する技術のもと、スマート家電やスマートカーも誕生し、インターネットに繋がる様々なデジタルデバイスやアプリケーション、ユーザの使用目的が多様化したことで、すべての環境に適する単一なセキュリティソリューションはもはや存在しなくなりました。ネットワーク環境におきましても、実用期に入ったクラウドコンピューティングが、ビッグデータへのアクセスやデータ解析をより簡単で、速く、手頃なものにし、デジタル情報の交換の仕方に変革を起こしています。上記のようなIT技術の進化の流れは、企業や個人に関わらず、行き交う情報量を爆発的に増大させると共に、様々な機器や人々がインタ

ーネットに繋がることで、取扱いに注意を要する情報も増加しており、便利さと引き換えに情報セキュリティの重要性は今後も益々増大します。

当社グループは当連結会計年度中に米国Hewlett-Packard CompanyからハイパフォーマンスなIPS及びネットワーク関連セキュリティソリューション技術を持つTippingPoint事業部門を譲り受けました。クラウド型の技術基盤「Trend Micro Smart Protection Network」を通じたセキュリティソリューションをコアに、伝統的技術とAI技術を融合させたエンドポイントセキュリティ、TippingPointの事業買収により新たに加わったネットワークレベルでのセキュリティ技術を用いて、引き続き止まない標的型攻撃など複雑な攻撃に対する防御、今後益々需要が高まるクラウドコンピューティング、並びにIoT時代に対応するセキュリティソリューションなど、当社グループはデジタル化が進むビジネスや社会、そしてユーザの生活を守るために、企業と個人といった垣根なく、パートナー企業の皆様と共に、真のデジタル化に対応する情報セキュリティソリューションを一層強化して参ります。

当社グループはこれからも当社グループのビジョンである「デジタルインフォメーションを安全に交換できる世界の実現」のために、セキュリティの専門家として、最先端のセキュリティ技術を開発し、お客様の環境を守る最適なソリューションを継続して提供し、もって安定的な財務基盤を維持しつつ継続的な成長を目指していきたくと考えております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

項 目	年 度	第 25 期 平成25年12月期	第 26 期 平成26年12月期	第 27 期 平成27年12月期	第 28 期 平成28年12月期
売 上 高 (百万円)		108,314	115,205	124,317	131,936
経 常 利 益 (百万円)		32,456	35,992	34,071	35,138
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)		19,595	22,303	21,435	24,651
1 株当たり当期純利益 (円)		147.53	165.68	157.71	179.63
総 資 産 (百万円)		261,493	279,938	290,520	308,537
純 資 産 (百万円)		142,539	153,094	159,693	166,471

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	持株比率	主要な事業内容
Trend Micro Incorporated (台湾)	212,500,000 ニュー台湾ドル	100%	セキュリティ関連製品の開発・販売
Trend Micro Incorporated (米国)	477,250.67 米ドル	100%	セキュリティ関連製品の開発・販売
Trend Micro Australia Pty.Ltd. (オーストラリア)	150,000 豪ドル	100%	セキュリティ関連製品の開発・販売
Trend Micro (EMEA) Limited (アイルランド)	21,372,061.63 ユーロ	100%	関係会社に対する業務支援及び セキュリティ関連製品の開発・販売

- (注) 1. 連結決算の対象は、非連結子会社5社を除く全ての子会社及び関連会社であり、上記の重要な子会社4社を含む連結子会社32社、持分法適用関連会社3社であります。
2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容

コンピュータ及びインターネット用セキュリティ関連ソフトウェアの開発・販売

(8) 主要な拠点等

本社	東京都渋谷区
営業所	大阪営業所 (大阪市淀川区) 福岡営業所 (福岡市博多区) 名古屋営業所 (名古屋市中区)
海外子会社	Trend Micro Incorporated (台湾) Trend Micro Incorporated (米国) Trend Micro Australia Pty.Ltd. (オーストラリア) Trend Micro (EMEA) Limited (アイルランド)

(9) 従業員の状況

部門等の名称	従業員数(名)
販売部門	1,444
マーケティング部門	315
製品サポート部門	1,090
研究開発部門	1,927
管理部門	851
合計	5,627

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 250,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 137,142,130株 (自己株式3,150,874株を除く。)
 (3) 株主数 6,239名
 (4) 上位10名の株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	19,468,400	14.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	12,294,700	8.96
トゥルーウェイカンパニーリミテッド	12,186,500	8.88
チャンミンジャン	5,367,000	3.91
ジェーピーモルガンチェースバンク 380055	4,854,838	3.54
バンクジュリウスベアアンドカンパニーリミテッドシンガポールクライアツ	4,076,838	2.97
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	3,720,600	2.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	3,661,400	2.66
資産管理サービス信託銀行株式会社(投信受入担保口)	2,697,581	1.96
ゴールドマン・サックス証券株式会社	2,450,000	1.78

(注) 1. 事業報告上の持株数は、株主名簿上の持株数に従い記載しております。
 2. 持株比率は、自己株式(3,150,874株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員の保有する新株予約権の状況

	第29回	第30回	第31回
発行決議日	平成25年6月24日	平成25年12月12日	平成26年5月13日
区分	取締役(注)	取締役(注)	取締役(注)
保有者数	3名	3名	4名
新株予約権の数	850個	965個	3,600個
新株予約権の目的となる株式の数	85,000株	96,500株	360,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権1個当たりの発行価額	無償	無償	無償
権利行使時1株当たりの行使価額	3,300円	3,660円	3,220円
権利行使期限	平成29年12月31日	平成30年12月27日	平成31年5月27日
新株予約権の行使の条件	(別記)	(別記)	(別記)
	第32回	第33回	第34回
発行決議日	平成26年11月14日	平成27年12月22日	平成28年9月14日
区分	取締役(注)	取締役(注)	取締役(注)
保有者数	4名	4名	3名
新株予約権の数	895個	1,690個	1,200個
新株予約権の目的となる株式の数	89,500株	169,000株	120,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権1個当たりの発行価額	無償	無償	無償
権利行使時1株当たりの行使価額	3,640円	4,690円	3,545円
権利行使期限	平成31年12月1日	平成33年1月11日	平成33年9月29日
新株予約権の行使の条件	(別記)	(別記)	(別記)

(注) 当事業年度末日において、社外取締役および監査役の保有する新株予約権はありません。

(別記)

新株予約権の主な行使の条件

- イ. 新株予約権者は、新株予約権の行使時まで継続して、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、受入出向者もしくは顧問の地位（以下本項において「従前の地位」という。）にあることを要する。ただし、新株予約権者が従前の地位を喪失した場合には、新株予約権者は従前の地位を喪失した日から45日間に限り、新株予約権を行使することができる。また、新株予約権者が身体障害等により就労不能となったことを原因として従前の地位を喪失した場合には、新株予約権者は、従前の地位を喪失した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。なお、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に抵触する場合は、その限度において本項の規定を適用しない。
- ロ. 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、新株予約権者が死亡した日から6ヶ月以内に当社所定の新株予約権の相続のための手続きを行うことにより、新株予約権者が死亡した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。なお、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に抵触する場合は、その限度において本項の規定を適用しない。
- ハ. 新株予約権の質入その他担保権を設定している場合は、新株予約権者による新株予約権の行使を認めない。

(2) 当社従業員ならびに当社子会社取締役および従業員に対し、当事業年度中に交付した新株予約権の状況

	第33回	第34回
発行決議日	平成27年12月22日	平成28年9月14日
交付した当社従業員	－	8名 (1,100個)
交付した当社子会社取締役 および従業員（当社取締役 および従業員を除く）	9名 (1,810個)	53名 (9,140個)
新株予約権の数	1,810個	10,240個
新株予約権の目的となる株式の数	181,000株	1,024,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権1個当たりの発行価額	無償	無償
権利行使時1株当たりの行使価額	4,690円	3,545円
行使期間	自平成28年1月13日 至平成33年1月11日	自平成28年9月30日 至平成33年9月29日
新株予約権の行使の条件	(注)	(注)

(注) 前記「(1) 当事業年度末日における当社役員の保有する新株予約権の状況」の別記と同内容となります。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当事業年度末日における当社従業員ならびに当社子会社取締役および従業員の保有する新株予約権の状況

	第29回	第30回	第31回
発行決議日	平成25年6月24日	平成25年12月12日	平成26年5月13日
区分	当社子会社取締役 および従業員	当社子会社取締役 および従業員	当社従業員 ならびに当社 子会社取締役 および従業員
新株予約権の数	1,628個	2,277個	17,700個
新株予約権の目的となる株式の数	162,800株	227,700株	1,770,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権1個当たりの発行価額	無償	無償	無償
権利行使時1株当たりの行使価額	3,300円	3,660円	3,220円
権利行使期限	平成29年12月31日	平成30年12月27日	平成31年5月27日
新株予約権の行使の条件	(注)	(注)	(注)
	第32回	第33回	第34回
発行決議日	平成26年11月14日	平成27年12月22日	平成28年9月14日
区分	当社子会社取締役 および従業員	当社子会社取締役 および従業員	当社従業員 ならびに当社 子会社取締役 および従業員
新株予約権の数	2,480個	1,810個	10,240個
新株予約権の目的となる株式の数	248,000株	181,000株	1,024,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権1個当たりの発行価額	無償	無償	無償
権利行使時1株当たりの行使価額	3,640円	4,690円	3,545円
権利行使期限	平成31年12月1日	平成33年1月11日	平成33年9月29日
新株予約権の行使の条件	(注)	(注)	(注)

(注) 前記「(1) 当事業年度末日における当社役員の保有する新株予約権の状況」の別記と同内容となります。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(平成28年12月31日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
チャン ミン ジャン	代表取締役会長	
エバ・チェン	代表取締役社長	当社グループCEO
根岸マヘンドラ	代表取締役副社長	当社グループCFO
ワイエル・モハメド	取締役副社長	当社グループCOO
大三川 彰彦	取締役副社長	日本地域担当兼グローバル コンシューマビジネス担当 兼IoT事業推進本部本部長
野中 郁次郎	取締役	一橋大学 名誉教授 三井物産株式会社 社外取締役
千歩 優	常勤監査役	
長谷川 文男	監査役	
亀岡 保夫	監査役	大光監査法人 理事長兼代表社員
藤田 浩司	監査役	奥野総合法律事務所・外国法共同事業 副所長/弁護士 デクセリアルズ株式会社 社外取締役 二チレキ株式会社 社外取締役

- (注) 1. 当社の役員は平成28年12月31日現在、取締役6名、監査役4名の計10名であり、そのうち1名が女性、9名が男性で構成されています。なお当該女性の役員は、当社の代表取締役社長であります。
2. 取締役野中郁次郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役4名全員は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 監査役千歩優氏は長年に亘る経理、管理部門の経験により、監査役長谷川文男氏は長年に亘る財務、経理部門の経験により、監査役亀岡保夫氏は公認会計士の資格と経験により、また監査役藤田浩司氏は弁護士の資格と会社再建や企業法務に係る多くの経験により、いずれも財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、社外取締役および社外監査役の全員を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届出をしております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役全員との間で会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大なる過失がないときは、社外取締役については金1,600万円、常勤の社外監査役については金1,000万円および非常勤の社外監査役については金480万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、責任を負うことを内容とする責任限定契約を締結しております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報酬等の額	摘 要
取 締 役	6名	379百万円	うち社外取締役1名 8百万円
監 査 役	4名	23百万円	監査役4名は全員社外監査役

(注) 取締役の報酬等には、取締役(社外取締役を除く)に付与されたストック・オプションによる報酬額139百万円および付与されたキャッシュ・ファントム・ユニットアワードに業績や株価を反映するキャッシュ・インセンティブ・プランに基づく報酬68百万円が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係
各社外役員の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
- ② 当事業年度における社外役員の主な活動状況

氏 名	取締役会および監査役会への出席および発言の状況
野 中 郁次郎 (取 締 役)	取締役会は開催9回の全て(100%)に出席し、経営論等の専門性に基づく高い見地から適宜発言を行っております。
千 歩 優 (常勤監査役)	取締役会は開催9回の全て(100%)に、監査役会は開催14回の全て(100%)に出席し、長年に亘る経理、管理部門の経験に基づき、必要に応じ、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問や意見表明を行っております。
長谷川 文 男 (監 査 役)	取締役会は開催9回の全て(100%)に、監査役会は開催14回の全て(100%)に出席し、長年に亘る財務、経理部門の経験に基づき、必要に応じ、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問や意見表明を行っております。
亀 岡 保 夫 (監 査 役)	取締役会は開催9回の全て(100%)に、監査役会は開催14回の全て(100%)に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、必要に応じ、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問や意見表明を行っております。
藤 田 浩 司 (監 査 役)	取締役会は開催9回の全て(100%)に、監査役会は開催14回の全て(100%)に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問や意見表明を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

イ. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	85百万円
ロ. 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	85百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬とを区分しておらず、また実質的にも区分できないため、イ.の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち3社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積の算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認められる場合のほか、職務遂行の状況等を勘案の上、会社法第344条第1項及び第3項に基づき、株主総会に提出する議案の内容として、会計監査人の解任または不再任を決定いたします。

6. 会社の体制および方針

当社の取締役の業務の適正を確保するための体制の基本方針および当該体制の運用状況の概要

(1) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- i) 当社の取締役の職務執行に係る情報については、機密事項管理規程および機密事項管理運営細則ならびにその他の社内規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、当社の取締役および監査役が常時閲覧できる状態を維持する。その保存期間については、文書取扱規程に定める期間とする。
- ii) 情報システムに関わる情報の保護および保存は、情報セキュリティポリシー (Information Security Policy) の定めるところによる。

(2) 当社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- i) 当社は、当社の業務執行に係るリスクとして、製品ならびにサービスに関するリスクおよび社内インフラに関するリスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクについての管理責任者についての体制を整える。
- ii) 当社は、コンプライアンスおよびリスク管理体制を統括する組織としてリスク管理室を設置する。また、当社の代表取締役を委員長とするコンプライアンス・セキュリティ委員会を設置する。
- iii) 情報の漏洩、盗難、紛失、破損、不正な改変等は、当社に甚大な損害と信用の失墜をもたらす。よって当社は情報セキュリティポリシー (Information Security Policy)、機密事項管理規程、危機管理ガイドライン、個人情報保護マニュアル等の規定に基づき、これらのリスク管理を行う。
- iv) 不測の事態が発生した場合には、日本地域を担当する当社の取締役を危機管理責任者とする緊急対策室 (SWAT) を設置して迅速な対応を行い、クライアントを含めた損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

(3) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を3ヶ月に1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜適時に開催する。当社の経営方針および経営戦略に関する重要事項についてはエグゼクティブ・ミーティングでの議論の結果および定期的に行われる予算レビュー・プロセスを参考としつつその執行決定を行う。
- ii) 当社の取締役会の決定に基づく業務執行については、職務権限規程、エグゼクティブに関する規程等において、それぞれの責任者とその責任、執行手続きについて定める。

(4) 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- i) 当社グループのコンプライアンス体制の基礎として、行動規範 (Code of Conduct)、内部者取引管理規程等を定める。なお、行動規範 (Code of Conduct) については、全ての当社グループ役職員に対して年 1 回の Acknowledgment を実施するものとする。
また、必要に応じて各担当部署において、各種ガイドライン等の策定、研修の実施を行うものとする。
- ii) 当社は、代表取締役を委員長とするコンプライアンス・セキュリティ委員会を設置し、内部統制システムの維持、向上を推進する。
- iii) 当社グループは、内部統制システムの推進責任者として、インターナル・コントロール・マネージャーを任命し、インターナル・コントロール・マネージャーを長とする実務担当メンバーを適宜任命のうえ、活動する。
- iv) 当社および当社子会社の取締役は当社グループにおける重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに当社の監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告するものとする。
- v) 法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内通報・報告体制を定める規程たるホイッスルブローイング・レポート・プロシージャ (Whistle-blowing Report Procedure) に基づき、人事部および監査部 (Internal Audit Department) を責任部署としてその運用を行う。監査部長 (Internal Auditor) は該当事実の存否および内容を取りまとめ、四半期毎に CFO および監査役に、また必要に応じて CEO に報告を行う。但し緊急を要すると判断される事項はその都度報告する。
- vi) 当社の監査役は当社グループの法令遵守体制およびホイッスルブローイング・レポート・プロシージャ (Whistle-blowing Report Procedure) の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることが出来る。

(5) 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- i) 当社グループ会社における業務の適正を確保するため、当社を含むグループ会社全社に行動規範 (Code of Conduct) およびホイッスルブローイング・レポート・プロシージャ (Whistle-blowing Report Procedure) を適用するとともに、関係会社管理規程に基づき業務執行に係るリスクの把握およびそれぞれの子会社の規模、事業内容等に応じた管理体制の構築を求め、定期的にそれらの内容を確認するものとする。
経営管理については、エグゼクティブに関する規程、関係会社管理規程、経理に関する管理及び権限規程 (Finance Control & Approval and Signature Authority) を定め、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、エグゼクティブ・ミーティングでの討議や定期的に行われる予算レビュー・プロセスなどを通じモニタリングを行う。

当社および当社子会社の取締役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項、その他リスク管理上懸念のある事実を発見した場合には、直ちに当社の監査役および取締役会に報告するものとする。

- ii) 当社およびグループ会社における財務報告の信頼性を確保する為、財務報告にかかる内部統制システムの運用を行う。
- iii) 当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると子会社が認めた場合には、子会社の取締役は当社の取締役会および監査役に報告するものとする。
当該報告を受けた当社の監査役は取締役会に対し意見を述べるとともに、改善策の策定を求められることが出来るものとする。
- iv) 監査部長（Internal Auditor）は、適宜子会社に赴き業務執行の状況全般にわたってモニタリングを行う。
- v) 当社の監査役は、必要に応じて子会社に赴き、その業務及び財産の状況について調査を行う。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- i) 当社の監査役が監査役の職務を補助すべき使用人（以下、「監査役スタッフ」という。）を求めた場合、必要な員数および求められる資質等について、監査役と協議のうえ適切な人員を配置する。
- ii) 監査役スタッフを置くこととなった場合には、監査役スタッフの人事異動、人事考課等については監査役の意見を尊重した上で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
- iii) 監査役が必要とする場合には、監査役は所属長に通知の上、使用人に特定事項の監査業務等を指示することができる。この場合、当該指示を受けた使用人は、当該業務については通常業務の指揮命令系統には従わず監査役に報告を行う。
- iv) 当社および当社子会社の取締役および使用人は、監査役スタッフの業務が円滑に行われるよう監査環境の整備に協力するものとする。

(7) 当社および当社子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- i) 当社の取締役は次に定める事項を当社の監査役に報告する。
 - ① エグゼクティブ・ミーティングで決議された事項
 - ② 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
 - ③ 経営状況として重要な事項
 - ④ 内部統制の監査および整備・運用の状況およびリスク管理に関する重要な事項
 - ⑤ 重大な法令・定款違反

⑥ 会計方針の変更および導入に関する事項

⑦ その他コンプライアンス上重要な事項

また、当社および当社子会社の使用人は②、④、⑤および⑦に関する重大な事実を発見した場合には、当社の監査役に直接報告することができるものとする。

ii) 当社のグループ会社全社に適用される行動規範（Code of Conduct）およびホイッスルブローイング・レポート・プロシージャ（Whistle-blowing Report Procedure）の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について当社の監査役への適切な報告体制を確保する。

iii) ホイッスルブローイング・レポート・プロシージャ（Whistle-blowing Report Procedure）において、全ての報告を慎重に取扱い、報告をした者の秘匿について最大限の努力を払うべき旨を定め、また報告をした者が不利益取扱いを受けないことを明記する。

(8) 当社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

i) 監査役がその職務を遂行するために必要と判断した場合には、弁護士、公認会計士等の外部専門家の意見を求める事ができ、そのための費用を含む監査役の職務の執行に必要な費用の前払いまたは償還を会社に請求できるものとする。

(9) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

i) 当社の代表取締役は当社の監査役と定期的に意見交換する機会を設定して意思の疎通を図るものとし、また、監査役の当社の事業内容に対する理解を深めるために、必要に応じて当社の使用人から担当業務に関する聴取の機会を設定する。

ii) 内部監査を担当する監査部（Internal Audit Department）は、当社の監査役と定期的に内部監査結果について協議および意見交換を行い、情報交換および緊密な連携を図るものとする。

iii) 当社の取締役は、当社の監査役が取締役会その他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するためにコンプライアンス・セキュリティ委員会やエグゼクティブ・ミーティング等の重要な会議に出席する機会を確保する。

iv) 当社の監査役は稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人にその説明を求めるとともに意見を述べるものとする。

v) 当社は、社外監査役の選任にあたって、弁護士、公認会計士、税理士その他の外部専門家を招へいするよう努める。

当社は、上記に掲げた体制の整備をしておりますが、当該基本方針に基づき、以下のような取り組みを行っております。

- ① 当社グループのコンプライアンス体制の基礎として、行動規範（Code of Conduct）を定め、全ての当社グループ役員に対して、年1回のAcknowledgmentを実施しております。
- ② コンプライアンスおよびリスク管理を統括する組織であるリスク管理室を事務局として、コンプライアンス・セキュリティ委員会を四半期に1回開催しております。また、コンプライアンス意識の維持・向上のため、当社の役員を対象とした社内研修を年間スケジュールを組み、定期的に行っております。
- ③ 監査役、内部監査部門、内部統制部門および会計監査人は、定期的に当社および当社子会社を含めたグループ全体の内部統制システムの運用状況や監査結果について協議および意見交換を行い、緊密な連携を図ることにより、内部統制システムの運用状況の向上に努めております。
- ④ 監査役は、取締役会を始めとする重要な会議への出席や稟議書等の重要書類を閲覧する他、代表取締役、監査部長および監査役による四半期ごとのレビューミーティング、代表取締役と監査役との定期的な意見交換や取締役・使用人からの報告、使用人からの担当業務の聴取等を通じて、当社の事業内容についての理解を深め、監査の実効性を確保しております。

（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成28年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〈資産の部〉		〈負債の部〉	
流動資産	195,031	流動負債	101,694
現金及び預金	84,509	支払手形及び買掛金	893
受取手形及び売掛金	35,845	未払金	5,301
有価証券	50,154	未払費用	5,368
たな卸資産	1,711	未払法人税等	3,649
繰延税金資産	15,359	賞与引当金	3,557
その他	7,744	返品調整引当金	742
貸倒引当金	△293	短期繰延収益	76,326
		その他	5,853
固定資産	113,506	固定負債	40,371
有形固定資産	6,551	長期繰延収益	34,071
工具、器具及び備品	4,076	退職給付に係る負債	4,657
その他	2,475	その他	1,642
無形固定資産	42,537	負債合計	142,065
ソフトウェア	9,161	〈純資産の部〉	
のれん	18,356	株主資本	165,081
その他	15,019	資本金	18,386
投資その他の資産	64,416	資本剰余金	22,581
投資有価証券	48,589	利益剰余金	134,448
関係会社株式	2,136	自己株式	△10,335
繰延税金資産	12,161	その他の包括利益累計額	△219
その他	1,529	その他有価証券評価差額金	△211
資産合計	308,537	為替換算調整勘定	688
		退職給付に係る調整累計額	△696
		新株予約権	1,605
		非支配株主持分	4
		純資産合計	166,471
		負債・純資産合計	308,537

連結損益計算書 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		131,936
売上原価		23,040
売上総利益		108,895
販売費及び一般管理費		74,535
営業利益		34,360
営業外収益		
受取利息	1,252	
有価証券売却益	167	
持分法による投資利益	390	
その他	186	1,996
営業外費用		
支払利息	6	
有価証券売却損	270	
固定資産除却損	400	
投資有価証券評価損	140	
為替差損	183	
その他	216	1,218
経常利益		35,138
特別利益		
新株予約権戻入益	26	
関係会社株式売却益	554	580
税金等調整前当期純利益		35,719
法人税、住民税及び事業税	12,146	
法人税等調整額	△1,080	11,066
当期純利益		24,652
非支配株主に帰属する当期純利益		0
親会社株主に帰属する当期純利益		24,651

連結株主資本等変動計算書 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	18,386	22,431	124,857	△10,326	155,348
当期変動額					
剰余金の配当			△15,060		△15,060
親会社株主に帰属する 当期純利益			24,651		24,651
自己株式の処分		150		2,958	3,108
自己株式の取得				△2,967	△2,967
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	150	9,591	△9	9,732
当期末残高	18,386	22,581	134,448	△10,335	165,081

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	234	3,001	△576	2,659	1,681	3	159,693
当期変動額							
剰余金の配当							△15,060
親会社株主に帰属する 当期純利益							24,651
自己株式の処分							3,108
自己株式の取得							△2,967
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△445	△2,312	△120	△2,878	△76	0	△2,954
当期変動額合計	△445	△2,312	△120	△2,878	△76	0	6,777
当期末残高	△211	688	△696	△219	1,605	4	166,471

計算書類

貸借対照表（平成28年12月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
〈資産の部〉		〈負債の部〉	
流動資産	107,051	流動負債	55,443
現金及び預金	26,910	買掛金	233
売掛金	11,573	未払金	14,263
有価証券	29,610	未払費用	15
製品	298	未払法人税等	2,753
原材料	302	未払消費税等	807
貯蔵品	86	預り金	236
前払費用	209	賞与引当金	207
繰延税金資産	12,123	返品調整引当金	539
関係会社短期貸付金	17,578	短期繰延収益	35,379
未収入金	7,355	その他	1,006
その他	1,002	固定負債	23,949
固定資産	56,095	長期繰延収益	20,930
有形固定資産	615	長期未払金	2
建物	882	退職給付引当金	2,930
工具、器具及び備品	1,286	その他	85
減価償却累計額	△1,553	負債合計	79,393
無形固定資産	4,483	〈純資産の部〉	
ソフトウェア	2,152	株主資本	82,352
ソフトウェア仮勘定	1,857	資本金	18,386
のれん	155	資本剰余金	22,581
その他	318	資本準備金	21,108
投資その他の資産	50,996	その他資本剰余金	1,472
投資有価証券	31,945	利益剰余金	51,719
関係会社株式	3,250	利益準備金	20
関係会社長期貸付金	7,031	その他利益剰余金	51,698
敷金	524	繰越利益剰余金	51,698
会員権	4	自己株式	△10,335
繰延税金資産	8,314	評価・換算差額等	△203
投資損失引当金	△75	その他有価証券評価差額金	△203
資産合計	163,147	新株予約権	1,605
		純資産合計	83,754
		負債・純資産合計	163,147

損益計算書 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		
製品売上高	56,217	
ロイヤリティー収入	22	56,239
売上原価		12,606
売上総利益		43,633
販売費及び一般管理費		25,846
営業利益		17,786
営業外収益		
関係会社貸付金利息	756	
受取利息	1	
有価証券利息	218	
為替差益	36	
有価証券売却益	167	
その他	182	1,363
営業外費用		
デリバティブ評価損	93	
有価証券売却損	270	
固定資産除却損	222	
その他	32	619
経常利益		18,530
特別利益		
関係会社株式売却益	298	
新株予約権戻入益	21	319
税引前当期純利益		18,849
法人税、住民税及び事業税	6,345	
法人税等調整額	470	6,816
当期純利益		12,033

株主資本等変動計算書 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	18,386	21,108	1,322	20	54,725
当期変動額					
剰余金の配当					△15,060
当期純利益					12,033
自己株式の処分			150		
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	—	150	—	△3,027
当期末残高	18,386	21,108	1,472	20	51,698

	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金		
当期首残高	△10,326	85,238	308	1,681	87,228
当期変動額					
剰余金の配当		△15,060			△15,060
当期純利益		12,033			12,033
自己株式の処分	2,958	3,108			3,108
自己株式の取得	△2,967	△2,967			△2,967
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			△511	△76	△588
当期変動額合計	△9	△2,886	△511	△76	△3,474
当期末残高	△10,335	82,352	△203	1,605	83,754

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年2月14日

トレンドマイクロ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 袖川 兼輔 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 池田 敬二 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 近藤 敬 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トレンドマイクロ株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トレンドマイクロ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年2月14日

トレンドマイクロ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	袖川 兼輔	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池田 敬二	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	近藤 敬	㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トレンドマイクロ株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、統括する取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、報告を受けるとともに子会社からも事業の報告を受け、必要に応じて子会社に赴きその業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を我が国において監査業務を適切に遂行するために規定されている諸法令及び企業会計審議会が公表する諸基準等に従って品質管理システムを整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年2月15日

トレンドマイクロ株式会社 監査役会

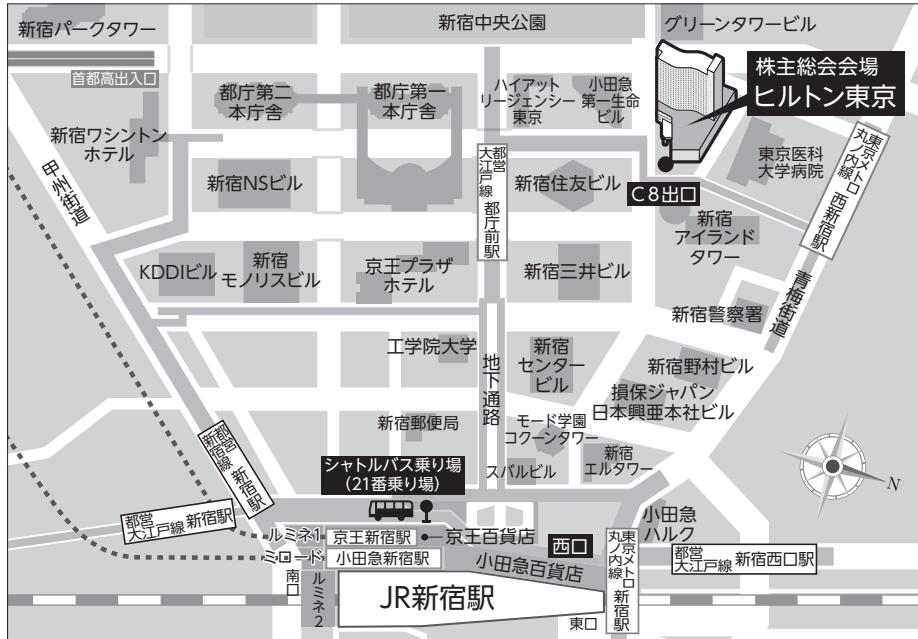
常勤監査役	千 歩 優	Ⓔ
監 査 役	長谷川 文 男	Ⓔ
監 査 役	亀 岡 保 夫	Ⓔ
監 査 役	藤 田 浩 司	Ⓔ

(注) 監査役4名全員は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場：東京都新宿区西新宿六丁目6番2号
ヒルトン東京 3階 大和
TEL：03-3344-5111



●交通機関

- ・JR・私鉄・地下鉄「新宿」駅西口より徒歩約10分
- ・地下鉄丸の内線「西新宿」駅C8出口より徒歩約2分
- ・地下鉄大江戸線「都庁前」駅より徒歩約3分

新宿駅西口京王百貨店前の21番バス乗り場より、ホテル専用のシャトルバス（無料送迎）が20分間隔で運行しております。所要時間は約10分です。

シャトルバスをご利用の場合は、混雑が予想されますので、お早めにお越しください。